

第4編 復 旧 等

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧（第139、140条関係）

県は、その管理する施設及び設備、県民等の生活に密接な関係のある施設及び設備に武力攻撃災害による被害が発生したとき、応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、そのために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方【情報班、通信班、救援班、関係実働班】

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 県管理以外の施設及び設備の応急復旧

県は、武力攻撃災害の発生により県管理以外の施設及び設備に被害が発生した場合で、県民の生活に多大なる影響があると判断した場合には、その被害状況について情報収集を行うとともに、必要な応急の復旧を行うよう各施設及び設備の管理者に要請する。

(3) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、県総合情報通信ネットワーク等関係機関との通信機器に被害が発生し、その使用に障害が生じた場合には、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡するとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

(4) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧【情報班、救援班、関係実働班】

(1) ライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を把握し、被害の状況に応じて、県の管理するライフライン施設について応急の復旧のための措置を講ずるとともに、県管理以外の施設については各管理者に応急の復旧を行うよう要請する。
施設の応急の復旧に当たっては、事業者間の広域応援体制の整備に努めるものとする。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

3 避難経路等の確保に関する応急の復旧等【救援班、生活環境班、道路班、河川港湾班】

(1) 避難経路等の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等に使用する運送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧の措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 運送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、道路、漁港施設、空港施設、鉄道施設等及び港湾施設について、関係する管理者等と情報収集・連絡体制の整備を図り、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、県が管理する施設については、障害物の除去その他避難住民の運送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じ、県管理以外の施設については、各施設管理者に応急の復旧を行うよう要請する。

第2章 武力攻撃災害の復旧（第141条関係）

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生した場合の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

2 県が管理する施設及び設備の復旧

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、1の法制の整備等が行われる以前においても、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ、県民の生活との関連が特に大きい施設を優先に、迅速な復旧を行う。

また、県の各部局は、1の法制の整備等の後において、地域の実情等を勘案しながら、それぞれが管理する施設の復旧についての計画を定め、この計画に基づき復旧を実施する。

さらに、大規模な武力攻撃災害が発生し、総合的な復旧を実施していく必要がある場合には、県全体としての復旧計画（又は、復興計画）を策定し、これに基づき復旧を実施する。この場合においては、知事を本部長とする復旧（復興）本部を設置して復旧を実施することとするが、復旧（復興）本部の体制については、武力攻撃災害の規模等を勘案し、その都度定める。

第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等(第159～161、164～169条関係)

県や市町村が国民保護措置等に要した費用の支弁及び県民等に対する損失補償等の手続きなどについて、以下のとおり定める。

1 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置等の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置等の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、補償を行う。この場合、損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を知事に提出するものとし、知事は、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、申請した者に通知する。

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。この場合の申請、決定、通知の手続きは(1)と同様に行う。

(3) 損害補償

県は、国民保護措置等の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令の規定により算定した損害補償を行う。この場合の申請、決定、通知の手続きは(1)と同様に行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置等の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は、指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、損失の補てんを行う。この場合、損失の補てんを受けようとする市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、県対策本部長（対策本部廃止後は知事）に当該武力攻撃災害の状況を通知するものとし、県対策本部長（対策本部廃止後は知事）は、損失を補てんすることが相当と認めるときは、所要の調整その他の必要な措置を講ずる。

4 市町村が国民保護措置等に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置等の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県保護計画に準じて定めるものとする。

第4編 復旧等

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等